

(別添)

「農業共済組合連合会等検査実施要項」の一部改正について

令和3年3月
農林水産省
大臣官房検査・監察部

I 改正概要

1 農業保険法施行規則の一部改正に伴う改正

(1) 園芸施設共済関係

- ア 園芸施設の補償対象となる共済金額について、共済価額の上限である80%の付保割合を選択した場合、当該金額に共済価額の10%又は20%の金額を加えた額を共済金額とする特約を付しているか確認する。
- イ 小損害不填補の選択金額について、1万円の損害から支払うことができる特約（共済価額の5%が1万円に満たない場合は特約することができない。）を設定しているか確認する。

【該当箇所】

引受リスク等関係チェックリスト例〔園芸施設共済〕

(2) 農業経営収入保険関係

- ア 保険資格者について、野菜価格安定制度を利用する者であっても、農業経営収入保険の申込みをしたことがない者は（加入申請の承諾を受けたことがない者を含む。）は、令和3年1月1日以降、当分の間、農業経営収入保険の保険資格者に該当するものとして取り扱っているか確認する。
- イ 保険料について、災害等によって保険料を速やかに支払うことが困難な場合、支払期限を延長できることを事業規程等で定めているか確認する。

【該当箇所】

引受リスク等関係チェックリスト例〔農業経営収入保険〕

2 農業共済団体に対する監督指針の一部改正に伴う改正

- (1) 事業規程の変更を行う場合の対応について、農業経営収入保険事業については、事業規程を変更する旨及び変更点並びにその効力の発生時期を事務所に備え置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットのホームページへ掲載することが規定されたことに伴い、業務運営管理（ガバナンス）態勢の確認検査用チェックリストの検証ポイントに追加するための改正を行う。

【該当箇所】

業務運営管理（ガバナンス）態勢の確認検査用チェックリスト

- (2) 農業経営収入保険に加入することにより、組合等の間に共済関係が存しなくなる組合員について、引き続き組合の組合員を継続する場合の対応が規定されたことに伴い、総務関係チェックリスト例の留意事項に追加するための改正を行う。

【該当箇所】

総務関係チェックリスト例

3 その他所要の改正（字句修正等）

II 施行時期

令和3年4月1日